

会 議 録

会 議 名	令和7年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会
開催日時	令和7年10月11日(土)午前11時～11時30分
開催場所	山形市公設地方卸売市場管理棟4階大会議室
主 催	山形市公設地方卸売市場管理事務所
出 席 者	(1)委 員 兼子良久 委員長、柏倉隆文 委員、鈴木徹郎 委員、相澤啓一 委員 鈴木誠一 委員、有海広吉 委員、長岡孝直 委員、丸子善弘 委員 石山秀雄 委員、大宮幸輝 委員 (2)事務局 山形市公設地方卸売市場管理事務所 次長(兼)所長 富樫竹夫 市場管理総括主幹(兼)副所長 飯野哲生 副所長(業務担当)(兼)係長 相田正勝 主幹 板垣賢
審議事項	(1)令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について (2)卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について (3)その他
傍 聴 者	なし
審議経過	下記記載のとおり
提出された資料の名称	次第 令和7年度 山形市公設地方卸売市場取引委員会 出席者名簿 令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について(案) 東京都 令和8年における休業日の設定について(抜粋) 参考資料 (参考資料)令和8年 臨時休開市日一覧表 令和8年 山形市公設地方卸売市場 休開市日(案) 山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則(抜粋) 取引委員会にかかる関係条例等(抜粋) 卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について(案)
作 成 者	地方卸売市場管理事務所 主幹 板垣賢

1 開会 午前11時

事務局 開会前、事務局より、出席委員数の報告及び傍聴人の有無の報告

(出席委員数の報告)

在任委員数14名、出席委員数10名、欠席委員数4名、出席委員数が過半数に達しており山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第2項の規定により、本委員会は成立しています。

(傍聴人の有無の報告)

傍聴人はありません。

事務局 事務局より、委員の紹介及び事務局の紹介

2 開設者あいさつ

事務局 市長代理 富樫管理事務所長

3 委員長あいさつ

委員長 兼子委員長

4 議事録署名人の指名(2名)

委員長 委員長より、柏倉隆文 委員 と 石山秀雄 委員の2名を議事録署名人に指名

5 審議

事務局 山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第1項の規定により、兼子委員長が議長となります。

議長 審議(1)令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 [令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について(案)]を説明いたします。資料1ページをご覧ください。青果部会、水産部会で検討していただきました内容を基に、作成しております。

1 休市日の設定の考え方でございますが、東京都中央卸売市場の休業日及び開場日を参考にし、原則として、祝日のある週においては日曜日及び祝日を、祝日のない週においては日曜日及び水曜日を休市とします。

また、祝日のある週においても一部、水曜休市日を設定します。

参考にしている東京都の休業日の設定については、資料の2ページに記載のとおりでございます。年間で、青果物の休業日が、四日多くなっています。

資料3ページが、参考資料として、山形市と東京都を比較した一覧でございます。山形市と東京都の違うところは、12月30日(水)について、東京都の青果物が休市ですが、山形市は

水産物と合わせて、開市としております。それ以外は、東京都と同じになります。

資料1ページにお戻りいただきまして、山形市の案でございますが、2休開市日の設定について記載のとおりでございます。ここで、記載の内容につきましては、カレンダーの資料をご覧くださいながら、ご説明させていただきます。

資料4ページのカレンダー案が、青果物と水産物を合わせた案になります。次のページの5ページのカレンダーが、【青果物】案で、次のページの6ページのカレンダーが、【水産物】案になります。

戻りまして、4ページのカレンダー案をご覧ください。休開市日について、東京都とほぼ同様としております。

- (1) 年始は1月1日から4日まで休市、1月5日(月)から開市。1月5日(月)は初せりになります。
- (2) 祝日のある週において、1月14日(水)、2月25日(水)、3月18日(水)、7月22日(水)は休市とします。10月14日(水)、11月4日(水)及び11月25日(水)は、青果物のみ休市とします。参考ですが、8月12日(水)は、祝日のある週ではありますが、休市としない案です。
- (3) 5月は、5月3日(日祝)、4日(月祝)、5日(火祝)は、三日連続休市とし、5月6日(水祝)は、開市とする案です。
- (4) 8月のお盆の期間は、8月14日(金)、15日(土)、16日(日)までの三日連続休市とする案です。
- (5) 9月は、9月20日(日)、21日(月祝)、22日(火祝)は、三日連続休市とし、9月23日(水祝)に開市とする案です。
- (6) 年末は、12月27日(日)は開市とし、31日(木)は休市とする案です。

※青果物において東京都と違うのは、年末、12月30日(水)は、東京都は休市ですが、山形市は、開市とする案です。

※水産物において、東京都と同じとする案です。

※青果物のみの休市が、10月14日(水)、11月4日(水)、11月25日(水)の三日となります。

※休開市日の設定について、青果部会及び水産部会各々ご協議をいただいた結果の内容となっております。

※年間の休開市の日数は、

【青果物】開市日数248日、休市日数117日、内、臨時休市日数が48日、臨時開市日数が2日となります。

【水産物】開市日数251日、休市日数114日、内、臨時休市日数が45日、臨時開市日数が2日となります。

資料1ページにお戻りください。

3 過去3年間の開市日数及び臨時休開市の日数について、下段の枠の部分に記載しております。

資料7ページは、市場業務条例施行規則第3条(開場の期日)の規定になります。資料8ページ、9ページは、取引委員会に係る条例及び施行規則から関連する部分を抜粋したのになります。以上で、説明を終わります。

議長 事務局より、令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について案の説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたら、お願いいたします。

議長 ご意見等が無いようですので、山形市公設地方卸売市場業務条例施行規則第63条第3項の規定により、採決をさせていただきたいと思います。

それでは、審議(1)令和8年山形市公設地方卸売市場における休開市日の設定について、案に賛成される委員の挙手をお願いします。賛成多数と認めます。

よって、事務局提案のとおり決定しました。

議長 続いて、審議事項(2)卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について、事務局から説明をお願いします。

事務局 卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について、事務局よりご説明いたします。

資料10ページをご覧ください。

1 概要と経緯ですが、

令和7年6月に改正卸売市場法が改正(令和8年4月1日施行)されたことに伴い、山形市公設地方卸売市場業務規程を改正することになります。

今回の卸売市場法の改正は、食料の安定供給の実現等に向けた一連の法改正として行われたものです。

関係法改正の概要ですが、令和6年6月に 食料・農業・農村基本法が改正され、食料の安定的な供給に向け、食料供給能力の維持や合理的な価格の形成に係る規定等を整備しました。

令和7年6月食品等持続的供給法が改正され、合理的な費用を考慮した価格形成等に向け、取引に係る規制措置や食品等事業者等に対する支援施策を法制化しました。

農林水産大臣が指定した品目について、コスト指標を作成・公表する制度を整備したもの

です。国は、米、野菜、牛乳、豆腐、納豆を候補として検討しており、今後、省令で指定する予定です。

取引の規制的措置の一つとして、事業者に対する努力義務を規定

- ① 費用等に係る協議への誠実な応諾
- ② 商慣習の見直し等の取組の提案への検討・協力です。

続きまして、

2 卸売市場法改正の内容です。

卸売市場(中央卸売市場・地方卸売市場)の開設者に対し、業務規程(条例等)で以下の事項の公表を規定することを義務化しています。

- ① 当該卸売市場で取り扱う指定品目
- ② 指定品目のコスト指標
- ③ その他(事業者の努力義務の内容)

公表方法について、国は、インターネットの利用等を想定としています。

続きまして、資料11ページ をご覧ください。

3 山形市公設地方卸売市場業務規程の改正ですが、

今後、農林水産省から示される案を参考に、2の改正内容に対応することになります。そして、令和8年3月31日までに、山形市長(開設者)から山形県知事あてに、業務規程の変更申請を行うことになります。

続きまして、

4 業務規程の改正に伴う市の取組ですが、

業務規程で新たに規定される公表事項について山形市公設地方卸売市場のホームページで公表することになります。

以上で説明を終わりますが、本日の資料は 現段階で分かっている情報からまとめた内容となっています。今後、新たな情報が出され、本日審議いただく内容からさらにご審議を頂く必要が出てくることも想定されますので、ご承知おき頂き、その際は書面等での協議をお願いしたいと考えております。

議長 只今説明があった件について、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員 今、説明があった内容は、青果物業界の説明会で受けた内容と同じであると理解しております。令和8年度から、こういう方向で進むことで了承しているところです。

～ その他 質疑なし ～

議長 なお、事務局より説明があったように、今後、皆様からご意見等をお伺いする必要が生じた

場合には、書面等でご審議をいただくこともございますので、その際は、ご協力をお願いいたします。

審議(2)卸売市場法改正に伴う山形市公設地方卸売市場業務規程の改正について、了承されました。

議長 続いて、審議(3)その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 その他でございますが、事務局からはございません。

議長 他に、委員の皆様から何かございますか。なければ、以上で審議は終了とします。これで、議長の座をおろさせていただきます。皆様のご協力ありがとうございました。

6 その他

事務局 事務局から事務連絡

- ・市場の概要の配付
- ・市場まつりのお知らせ

午前11時30分 閉会